

第2章 わが国における豚の繁殖能力検定の沿革

以上のような観点から養豚界の先人達は、繁殖能力のすぐれた雌・雄豚を選抜、利用してきた。この考え方は諸外国においても同様である。これらのことからは古くから経験的に継承されてきたが、豚の改良に結びつけ、数字的に表わされるようになったのは昭和年代以降のことと思われる。

わが国で豚の繁殖能力検定の思想を明文化し、規程に採り入れた最初の記録は、旧帝国畜産会（のち、旧全国農業会が継承）の登録規程であって、当時は体格（体型）審査の結果、一定の得点（70点以上）を得たものを登録種豚とし、その中で種雌豚にあっては種牡（雌）豚産子検定規程に合格したもの、種牡（雄）豚にあってはその種付によって生産された娘豚の成績が良好なものに「高等登録（符号「高」）」の資格を与えるという規程であって、当時としてはよく検討された内容のものであったと思われる。次に同規程中の関係条文（項目）を摘記する。

旧帝国畜産会（のち、旧全国農業会）種豚登録規程（抜粋）（昭和17年11月1日より施行）

第2条 登録ハ種豚登録及高等登録ノ2種トス

第3条 登録ハ2種類ニ付之ヲ行フ

1 ヨークシャー種

1 パークシャー種

第6条 高等登録ハ種豚登録ヲ受ケタルモノニシテ次ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ付之ヲ行フ

1. 牡豚ニ在リテハ同一種類ノ種牡豚ノ種付ニ依リ生後14月以上ニ達シ分娩セルモノニシテ別ニ定ムル種牡豚産仔検定規程ニ依リ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルモノ
2. 牡豚ニ在リテハ其ノ種付ニ依リ3頭以上ノ異リタル牡豚ヨリ生産セラレタル娘豚中ニ10頭以上ノ高等登録豚ヲ有シ且蕃殖成績優良ナルモノ

第8条 第6条第1号ノ検定ハ本会ノ検定委員之ヲ行フ

第9条 高等登録ヲ受ケントスル豚ノ所有者又ハ管理者ハ第2号様式ニ依ル申込書ヲ本会ニ提出スルモノトス

第10条 高等登録ヲ為シタルトキハ当該豚ノ左耳ニ第2号雛形ノ耳標ヲ附シ第4号雛形ノ證明書ヲ交付ス（図5.1）。

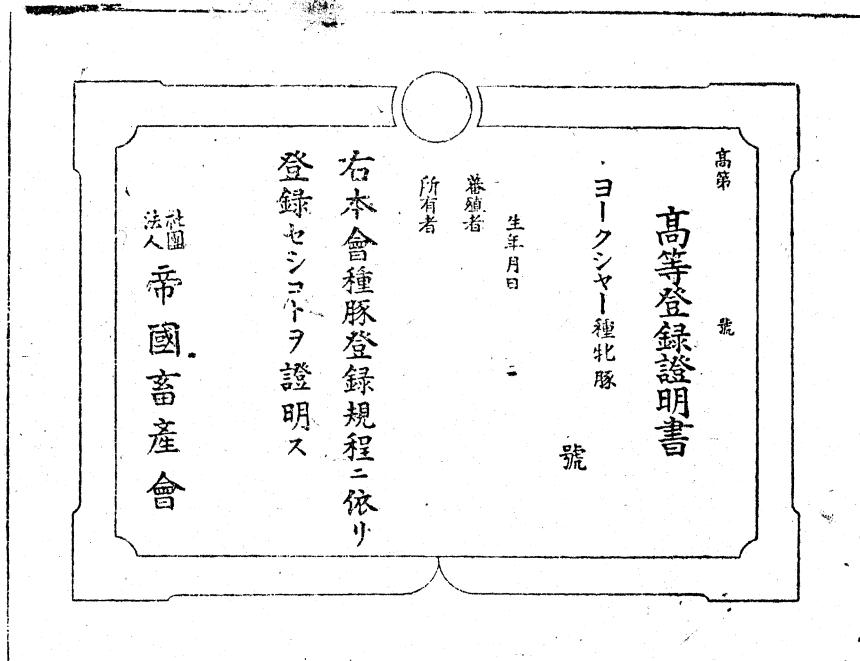
第16条 登録ニ關シ審査、検定等ノ為特別ノ費用ヲ要スルトキハ申込者ハ其ノ一部又ハ全部ヲ負担スルモノトス

第17条 登録料及手数料ハ次ノ通トス

第四號圖形（表面）

（裏面ノ二）牝ノ分

第5編 わが国における豚の繁殖能力検定



產仔檢定成績																																																			
最近分娩				檢定期間				產次																																											
				自昭和 年月日 至昭和 年月日				三十日																																											
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日																																								
移動證明																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">累計 點數 及点得 率</th> <th colspan="2">頭數</th> <th colspan="2">生產</th> <th colspan="2">育成</th> <th colspan="2">仔豚總体重</th> <th colspan="2">發育齊度</th> <th rowspan="3">% 比</th> </tr> <tr> <th>點</th> <th>頭</th> <th>點</th> <th>頭</th> <th>點</th> <th>頭</th> <th>點</th> <th>頭</th> </tr> <tr> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>												累計 點數 及点得 率	頭數		生產		育成		仔豚總体重		發育齊度		% 比	點	頭	點	頭	點	頭	點	頭	數	數	數	數	數	數	數	數												
累計 點數 及点得 率	頭數		生產		育成		仔豚總体重		發育齊度		% 比																																								
	點	頭	點	頭	點	頭	點	頭																																											
	數	數	數	數	數	數	數	數																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">所有者 住所 氏 名 證印</th> <th colspan="2">頭數</th> <th colspan="2">生產</th> <th colspan="2">育成</th> <th colspan="2">仔豚總体重</th> <th colspan="2">發育齊度</th> <th rowspan="3">% 比</th> </tr> <tr> <th>點</th> <th>頭</th> <th>點</th> <th>頭</th> <th>點</th> <th>頭</th> <th>點</th> <th>頭</th> </tr> <tr> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>												所有者 住所 氏 名 證印	頭數		生產		育成		仔豚總体重		發育齊度		% 比	點	頭	點	頭	點	頭	點	頭	數	數	數	數	數	數	數	數												
所有者 住所 氏 名 證印	頭數		生產		育成		仔豚總体重		發育齊度		% 比																																								
	點	頭	點	頭	點	頭	點	頭																																											
	數	數	數	數	數	數	數	數																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">所有者 住所 氏 名 證印</th> <th colspan="2">頭數</th> <th colspan="2">生產</th> <th colspan="2">育成</th> <th colspan="2">仔豚總体重</th> <th colspan="2">發育齊度</th> <th rowspan="3">% 比</th> </tr> <tr> <th>點</th> <th>頭</th> <th>點</th> <th>頭</th> <th>點</th> <th>頭</th> <th>點</th> <th>頭</th> </tr> <tr> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> <th>數</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>												所有者 住所 氏 名 證印	頭數		生產		育成		仔豚總体重		發育齊度		% 比	點	頭	點	頭	點	頭	點	頭	數	數	數	數	數	數	數	數												
所有者 住所 氏 名 證印	頭數		生產		育成		仔豚總体重		發育齊度		% 比																																								
	點	頭	點	頭	點	頭	點	頭																																											
	數	數	數	數	數	數	數	數																																											

図 5.1 旧帝国畜産会の高等登録證明書（昭和 17 年）

第5編 わが国における豚の繁殖能力検定

- 1 種豚登録料（1頭ニ付）3円、のち旧全国農業会の規程では 10円となっている
2 高等登録料（〃）10円、 " " 20円

種牝豚産仔検定規程（旧帝国畜産会）

- 第1條 種豚登録規程第6條ノ種牝豚産仔検定（以下検定ト稱ス）ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ
第2條 検定ハ牝豚ノ哺育スル同腹仔豚ニ付其ノ分娩シタル日ヨリ30日間之ヲ行フ
第3條 検定ハ次ノ各號ニ付之ヲ行ヒ之ガ合格ハ別ニ定ムル種牝豚産仔検定標準ニ依リ其ノ得点9点以上ナルモノトス

- 1, 分娩時ニ於ケル生産仔豚頭數
2, 生後30日ニ於ケル育成状態

第4條 検定ヲ爲スペキ仔豚ニハ別記基準ニ依ル耳刻又ハ入墨ヲ行フモノトス

第5條 検定委員検定ヲ終了シタルトキハ7日以内ニ別記様式ニ依リ所属畜産組合及畜産組合聯合會ヲ經テ本會ニ報告スルモノトス

附 則

第6條 本規程ハ昭和17年11月1日ヨリ之ヲ施行ス

種牝豚産仔検定標準（旧帝国畜産会）

- 1, 分娩時ニ於ケル生産仔豚ハ次ノ頭數以上トス
ヨークシャー種 初産 8頭 2産以後 9頭
バークシャー種 初産 6頭 2産以後 7頭
2, 生後30日ニ於ケル仔豚ノ育成状態ハ其ノ育成頭數、仔豚總体重及發育ノ齊度ニ付次ニ掲タル採点基準ニ依リ採点シ其ノ得点ヨリ各頭中次ノ減点事項アルモノハ1項目ニ付1点ヲ減ズルモノトス 但シ得点9点以上ノ場合トイエドモ育成頭數、仔豚總体重及發育ノ齊度ノ中採点基準ノ最低數ニ達セザルモノ一アルトキハ之ヲ不合格トス

採 点 基 準

育成頭數	ヨークシャー種	頭數	6	7	8	9	10以上	
		標点	1	2	3	4	5	
バークシャー種	頭數	5	6	7	8	9以上		
	標点	1	2	3	4	5		

第5編 わが国における豚の繁殖能力検定

仔豚總体重	体重 40 kg 以上	45 kg 以上	50 kg 以上	55 kg 以上	60 kg 以上
	標点 1	2	3	4	5
發育ノ齊度	齊度 50% 以上	60% 以上	70% 以上	80% 以上	90% 以上
	標点 1	2	3	4	5

備考 発育ノ齊度トハ最重仔豚体重 100 ニ對スル最輕仔豚体重ノ比率トス
減点事項

- 1, 種類ノ形質特徴ヲ具ヘザルモノ
- 1, 乳頭數 12 ニ満タザルモノ
- 1, 陰睾又ハ片睾ノモノ
- 1, ヘルニア（脱腸）アルモノ

（要約）：旧帝国畜産会（のち旧全国農業会）の種豚登録規程は、豚改良の原点とも言うべき血統、体型、能力の3条件に配慮して制定されている。

能力については、当時実施可能であった繁殖能力検定を採り上げ、これに必要な種牝豚産子検定規程と種牝豚産子検定標準が制定されている。

とくに次の諸点は、その後の繁殖能力検定法にも参考となっている。

①牝豚の受検月齢を生後 14 カ月以上に達して分娩したものとした根拠は、中型種（ヨークシャー種およびバークシャー種）の当時の発育、性成熟（初発情）の月齢および妊娠および哺乳による体重の減耗、連産性等を勘案し、生後 10 カ月で種付し、14 カ月で初産と予定して決定したものである。②分娩時における生産仔豚数は、当時の中型種の平均産仔数から設定し、品種差、初産と 2 産以後の産子数に 1 頭の差をつけている。③生後 30 日における育成状態は、当時の哺乳日数と餌付け日齢の慣行を考慮して設定したものであろう。④仔豚の総体重は母豚の乳量、乳質を表わす指標として適当である。⑤発育の齊度は同腹の仔豚に大、小の差が少なく良く揃って発育することが養豚上望ましいことを考慮して標点が設定されている。